



西郷村手話言語条例をここに公布する。

令和5年6月20日

西郷村長 高橋廣志

西郷村条例第20号

西郷村手話言語条例

手話は、音声言語とは異なり、手指や体の動きや顔の表情などを使って視覚的に表現する言語です。

手話を必要とする人は、物事を考え、お互いの気持ちを理解し合うための言語として、また、知識を蓄え文化を創造するために必要な言語として、手話を大切に育み、受け継いできました。

しかし、これまで手話が言語として認められてこなかったことや、手話を使用することができる環境が整えられてこなかったことなどから、手話を必要とする人は、必要な情報を得ることやコミュニケーションをとることに困難があり、不便や不安を感じながら生活してきました。

こうした中、障がい者の権利に関する条約や障害者基本法により、手話は言語として位置づけられましたが、いまだ地域社会において、手話に対する理解や普及は十分に深まっていない状況です。

このため、私たちは、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解を深め、手話を必要とする人が、手話をしやすい環境づくりを推進することにより、障がいの有無にかかわらず、誰もが互いに支え合い、安心して暮らすことができる共生社会の実現を目指し、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話への理解及び手話の普及に関して基本理念を定め、村の責務及び村民の役割を明らかにするとともに、村が実施する施策の基本的事項を定めることにより、全ての村民がともに生きる地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、「手話を必要とする人」とは、ろう者のほか、軽度難聴から高度難聴などの難聴者、成長してから聴覚を失った中途失聴者、加齢により聴力が衰える老人性難聴者を含む手話を必要とする全ての者をいう。

(基本理念)

第3条 手話への理解及び手話の普及は、手話を必要とする人が手話により意思疎通を図る権利を有しており、その権利を尊重することを基本として行われなければならない。

(村の責務)

第4条 村は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話への理解及び手話の普及を図り、手話を必要とする人が手話を使いやすい環境を整備するため、必要な施策を推進するものとする。

(村民の役割)

第5条 村民は、基本理念に対する理解を深め、村が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(施策の推進)

第6条 村は、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

- (1) 手話への理解及び手話の普及に関すること。
- (2) 手話による情報発信及び情報取得に関すること。
- (3) 手話による意思疎通支援に関すること。
- (4) 手話通訳者の設置及び処遇の改善等に関すること。

2 村は、前項に規定する施策と村が別に定める障がい者の福祉に関する計画との整合性を図るものとする。

(手話を学ぶ機会の確保)

第7条 村は、手話を必要とする人並びに手話通訳者、手話奉仕員及び手話を使用することができる者（以下「手話通訳者等」という。）と協力して村民が手話を学ぶ機会の確保を図るものとする。

(手話を用いた情報発信)

第8条 村は、手話を必要とする人が村政に関する情報を正確かつ速やかに得ることができるように、手話を用いた情報発信に努めるものとする。

(手話通訳者等の確保及び養成等)

第9条 村は、手話通訳者等の確保及び養成並びに手話技術の向上を図るものとする。

(学校における手話の普及)

第10条 学校の設置者は、手話への理解及び手話の普及を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 村は、学校において児童、生徒及び教職員に対する手話を学ぶ機会を提供するよう努めるものとする。

(医療機関における手話の普及)

第11条 村は、医療機関に対し、手話を使用しやすい環境を整備するために、医療機関が必要な措置を講ずるよう働きかけを行うとともに、手話通訳者等を派遣する制度の周知等必要な支援を講ずるよう努めるものとする。

(事業者への支援)

第12条 村は、手話を必要とする人が手話を使用しやすい環境を整備するために事業者が行う取組に対し、必要な支援を講ずるよう努めるものとする。

(災害時の対応)

第13条 村は、災害時において、手話を必要とする人に対し、情報の取得及び意思疎通の支援に必要な措置を講ずるものとする。

(情報通信技術の活用)

第14条 村は、この条例に定める諸施策に関し、情報通信の技術を活用するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第15条 村は、手話に関する施策を推進するため、必要な限度において財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(その他の意思疎通支援の推進)

第16条 村は、聴覚障がいの特性に応じ、手話のほか要約筆記の活用等、意思疎通の支援に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。